

鈴鹿都市計画地区計画の変更（鈴鹿市決定）
 都市計画野町東部地区計画を次のように変更する。

1. 地区計画の方針

| | | |
|-----------------|-----------------|---|
| 名 称 | 野 町 東 部 地 区 計 画 | |
| 位 置 | 鈴鹿市野町 | |
| 面 積 | 約 3 0 . 7 h a | |
| 区域の整備開発保全に関する方針 | 地区計画の目標 | <p>本地区は、近鉄名古屋線白子駅より西方約 2 . 5 k m に位置し、組合施行の土地区画整理事業が予定されており、道路・公園等の公共施設を中心とした整備がなされる地区である。</p> <p>そこで、区画整理事業と合わせ、地区計画の策定により、宅地の細分化、及び建築物の用途の混在化等を防止し、良好な居住環境の形成を図ることを目標とするものである。</p> |
| | 土地利用の方針 | <p>本地区内を通過する都市計画道路の沿線部分を沿道サービス地区とし、その他を一般住宅地区として、良好な居住環境の形成と秩序ある土地利用を図るものである。</p> |
| | 地区施設の整備の方針 | <p>本地区には、都市計画道路野町国府線（幅員 1 6 m）、西玉垣秋永線（幅員 1 6 m）があり、それらを基軸として区画道路（幅員 6 ～ 1 2 m）を適正に配置し整備するものである。</p> |
| | 建築物等の整備の方針 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般住宅地区については、敷地面積、建築物の高さ、壁面の位置の制限、かき又はさく等により良好な住宅地としての居住環境の形成を図る。 2. 沿道サービス地区については、基軸となる都市計画道路沿線の発展を促し、住民の利便性を確保するものである。 |

2. 地区整備計画

| | | | | |
|---|---------------|---|---|--|
| 地区整備計画 | 地区の名称 | | 野町東部 | |
| | 地区整備計画の区域の面積 | | 約30.7ha | |
| | 地区施設の配置及び規模 | | 幹線道路（幅員16m） 区画道路（幅員6m, 8m, 12m） | |
| | 地区の区分 | 名称 | 一般住宅地区 | 沿道サービス地区 |
| | | 面積 | 約24.1ha | 約6.6ha |
| | 建築物の用途の制限 | 建築物 | 建築してはならない建築物 | 建築してはならない建築物 |
| | | 制限 | 建築基準法別表第2（に）項に掲げるもの（ただし第八号を除く） | 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの |
| | 建築物の高さの最高限度 | | 15m | ————— |
| | 建築物の敷地面積の最低限度 | | 200㎡ | 200㎡ |
| | 建築物の壁面の位置の制限 | | <p>道路（限切部分は除く。）、隣地及び公園敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度1.0m以上とする。</p> <p>ただし、上記の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>1. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5.0㎡以内であること。</p> <p>2. 自動車車庫で軒の高さが2.8m以下であること。</p> | <p>道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度1.0m以上とする。</p> <p>ただし書きについては左に同じ。</p> |
| 建築物の形態・意匠の制限 | | <p>1. 屋根及び外壁の色彩は健全な住環境と調和を保つものとする。</p> <p>2. 看板、広告物類は三重県屋外広告物条例施行規則別表許可の基準に順ずるものとし、その高さは地上から10.0m以下であること。</p> | 同 左 | |
| かき又はさくの構造の制限 | | 高さは1.5m以下とする。ただし生垣はこの限りでない。 | ————— | |
| <p>・地区整備計画を定める区域、地区区分については、計画図表示のとおり。</p> | | | | |